

表1 平成14年度国民健康保険料

	医療分	介護2号分 (40歳以上65歳未満の方)
所得割額	(加入者全員の14年度 市民税所得割額の合計) ×8.9	(介護2号被保険者全 員の14年度市民税所得割 額の合計)×1.1
均等割額	31,900円×(加入者数)	5,930円×(介護2号 被保険者数)
平等割額	1世帯につき23,280円	1世帯につき3,340円
年間限度額	52万円	7万円

～ の合計が48万～52万円の場合は一律48万円、52万円以上の場合は表2のようになります。

表2 表1の～の合計が52万円以上の場合

加入者全員の市民税所得割額	年間医療分保険料
93,400円以下	49万円
93,500円～135,900円	50万円
136,000円～170,900円	51万円
171,000円以上	52万円



保険・年金

国民健康保険

△**保険料が決まりました**
1年間の保険料は、所得割額、均等割額、平等割額の合

△**学生の皆さんへ**

国民年金
【詳細】区役所(13階)の保険課

保健課

【詳細】区役所(13階)の地域保健課

【正】清田区地域保健課
(889)2400
【詳細】区役所(13階)の地域保健課

【詳細】教育センター(671)3410
おわびと訂正
本誌6月号28ページ「ハチ駆除費の一部を補助」の記事中、清田区地域保健課の電話番号に誤りがありました。おわびして訂正します。

計(左表1の①～⑥の合計)となり、加入期間に応じて月割りで計算します。なお、保険料は国民健康保険の被保険者を対象に計算しますが、納付義務者は世帯主となります。
△**保険料は納期限までに**
保険料は加入者の皆さんの医療費を支払う重要な財源です。必ず期限までに納付してください。特別な事情がないまま滞納し1年が経過したときは、被保険者証を返還していただき、資格証明書を交付することになります。また、滞納が続くと保険給付を差し止めることとなります。

介護保険

△**利用者負担額減額確認の更新について**
介護保険施行前にホームヘルパーを無料で利用されていた方などは、経過措置として平成16年度まで利用者負担が減額されます。

また、社会福祉法人からホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けている方のうち、特に生計が困難な方には、利用者負担が軽減される確認証を交付しています。いずれも、7月から新しい確認証が必要となりますので、7月中にお住まいの区の保健福祉サービス課に忘れずに申請してください。

【詳細】区役所(13階)の保健福祉サービス課



健康

人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会

日時・会場 7月13日(土) 西区

民センター(西区琴似2の7)。14日(日) 手稲区民センター(手稲区前田1の11)。時間はいずれも午後1時30分～4時。
【詳細】身体障害者福祉協会(641)8853
遺伝相談
専門医による面接相談です。
日時 毎月第2火曜、第3水曜 午後1時～4時。予約制。
会場 保健所(中央区大通西19)。
対象 遺伝に関する心配事などのある方。
申込 保健管理課へ随時電話。
【詳細】保健管理課(622)5151

精神療養講座

△**テーマ** 精神障害に負けない関係を育む。
日時 7月20日(祝) 午後2時～4時。
会場 社会福祉総合センター(13階)。
【詳細】障害福祉課(211)2936

家庭医学講座

△**テーマ** しみとあざのレーザー治療について。
日時 7月13日(土) 午後1時30分～3時30分。
会場 札幌市医師会館(中央区大通西19)。
【詳細】地域保健課(211)2306

広告欄